

第3回厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会議事次第

日 時：平成14年12月12日（木）

10:00～12:00

場 所：厚生労働省専用第21会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

- ・今後のたばこ対策について

3 閉 会

たばこ関係の追加資料

- 公共スペースの禁煙等に関する報道
- 未成年者へ喫煙に係る各国の規制
- WHOたばこ対策枠組条約新議長案について（J Tのホームページより）
- 喫煙が歯科疾患に及ぼす健康影響の研究成果について
- たばこ包装における警告表示の例
- 喫煙の依存性に関する資料
- 3大死因が死亡に占める割合

公共スペースの禁煙等に関する報道

平成14年4月から12月の間に公共スペースを禁煙にしたとして
報道されたもの

○学校

- | | |
|-------------|---|
| 11月20日 読売新聞 | 仙台市 公立学校内を全面禁煙 |
| 10月29日 産経新聞 | 先生も「吸っちゃだめ」（来年度から宇都宮市教育委員会は市立小中学校の敷地内を全面禁煙） |
| 10月22日 奈良新聞 | 奈良市立伏見中学校が校内禁煙宣言 来校者にも理解求める |
| 5月17日 山形新聞社 | 松本中が本年度から敷地内すべてを禁煙に |

○その他

- | | |
|---------------|---------------------------------|
| 12月4日 東京新聞 | 歩きたばこ禁止条例千代田に続き福岡市 |
| 12月3日 読売新聞 | 路上たばこで過料749人 千代田の禁止条例 |
| 11月19日 朝日新聞 | 世界遺産の白川郷「歩きたばこ」禁止へ |
| 10月25日 岐阜ニュース | 来月から全館禁煙に 岐阜赤十字病院 |
| 5月26日 読売新聞 | なんとかならないの！飲食店での喫煙 対策の有無、店の評価に直結 |

東北新報
14年11月20日夕

仙台市公立学校内を全面禁煙

仙台市は十九日、百九十五の市立小中高校、養護学校、幼稚園すべての敷地内を来年度から全面禁煙にすると発表した。全面禁煙は今年度から和歌山県内の公立学校で実施されているが、市教委によると、幼稚園まで含めた実施は全国初という。

来年度から、幼稚園も

市教委の調べでは、同市の教職員の喫煙率は18%。九割近い学校で職員室のベランダに限るなどの分煙化が進み、会議中の禁煙も実施しているが、「喫煙を注意する教師が吸う姿が生徒の目に触れるのは好ましくない」（教育指導課）などと判断した。運動会などの学校行事で訪れる保護者や、来校者も対象となる。た

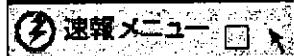


だ、違反した場合の罰則は検討しておらず、市教委では「大人の良識に期待したい」としている。

日ひえ、校長室の換気扇の下で吸つておられるという同市青葉区の中学校長は「愛煙家にとつてはつらい」としながらも、「子供に範を示すためにも我慢せざるを得ない」と、早くも覚悟を決めていた。

日本学校保健学会は昨年十一月、学校の禁煙化を提言。仙台市は今年三月、非喫煙率を二〇一〇年までに男性70%（現状55%）、女性90%（同84%）に目標設定。防煙教育の充実も掲げている。

社会 | Nation



先生も「吸っちゃ駄目」

宇都宮市教育委員会は29日、来年度から市立小中学校の敷地内を全面禁煙にすると発表した。受動喫煙による健康被害から生徒を守るのが主な目的。教師も禁煙を迫られる。

教職員だけでなく、保護者や出入り業者、学校施設の利用者などすべての来校者が対象。「分煙」も認めない。

市教委によると、計80の小中学校に約2000人の教職員があり、うち喫煙者は約15%。喫煙者には、禁煙セミナーの開催や医療機関での禁煙診療を紹介する。同市によると、和歌山県と青森県深浦町が公立学校内の禁煙を実施しているという。

奈良ニュース - 10月25日(金)20時12分

奈良市立伏見中学校が校内禁煙宣言 来校者にも理解求める／奈良

奈良市立伏見中学校(森田一男校長)が校内禁煙宣言をした。教育現場の全面禁煙は県内では珍しいという。

宣言では過去に、同校のトイレに吸い殻が捨ててあったり、喫煙が原因とみられるボヤが発生したことを踏まえ、喫煙防止に取り組む重要性を確認。学校だけでなく、家庭や地域ぐるみでたばこを吸わない、吸わせない環境作りを目指している。

同校は今年4月から、それまで分煙にしていた職員室も全面禁煙にした。来校者にも禁煙に理解を求めている。地域に対しても、中学生の喫煙を見かけたら注意をすることや、校区内での自販機によるたばこの販売や広告について、業者に自粛を求める働きかけをしていくとしている。

今年の夏休みでたばこを断った入田恭至教諭(40)は「たばこくさいと子どもに言われることがなくなった。正直、吸いたいかと言われれば吸いたい。でも子どもたちのためにもやめる時期かなと思って」と苦笑いする。

これまでのところ、取り組みや宣言について目立った反発はない。森田校長は「喫煙は命にかかる健康問題で、火事などの原因にもなる。きちんとした禁煙教育を進めていきたい」と話していた。【最上聰】(毎日新聞)

[10月25日20時12分更新]

自民党福岡市議団は四日までに、罰則付きの歩きたまご業界規定を盛り込んだ「人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例案」をまとめた。十一日開かれた十一回市議会に提出、可決される見通し。

市議団によると、既則付きの禁止条例制定は東京都千代田区に次いで全国二例目。合掌造り家屋の白川郷で知られる岐阜県白川村でも来年、同様の条例を制定する予定で、自治体による歩きだばく規制の動きが各地に

乗車中に喫煙してはならない」と定め、違反者には二万円以下の過料を科す。

歩きたばこ禁止条例

広がっている。

東京新聞
14年 朝刊
12月4日夕

千代田区は「[田]」「路上露
煙禁止条例」に違反して路上に
でた火を吸ったとして、先
月一か月の間に、七百四十九
人を過料処分としたと発表し
た。一田平均約二十五人で、
一田で三十人以上になった田
も六田あったが、凶は「条例
を守ってこの区民や通勤客を
多く、街をきれいにした。
過料の徴収は今後も根気強く
続けていく」としている。
区は条例が施行された十月
からR期間にあてたいとして
注意だけにしておいたが、

千代田の禁止条例

十一月から一ヶ月を限度に過った。過料の徴収を開始して、いた。違反者の数を地区別で見ると、秋葉原駅周辺が最も多く、百六十二人で、神田駅周辺が百三十人、有楽町駅周辺が百七人と続いた。神田や有楽町といつた通勤客が多い地区では、土・日曜や祝日に過料を徴収された違反者がゼロなのに対し、電気街を抱える秋葉原や、場外馬券場や遊園地に近い水道橋の周辺では、休日も違反者が目立つた違法行為の件は、

徵收開始

用は今後も行つぐめた」、「以後は厳密に守らざるべきた」と云ふた高橋のほか、「徵収額を取上げては、金体の約六割の場で現金で支払は、全体の約六割六人。又では「手煙場所をもう一増やすべきだ」と云ふた違反意見は、全体の約三割の一百一十一件だ。違反者が多いためではないか」としてゐる。

朝日新聞
14年11月9日

世界遺産の白川郷 「歩きたばこ」禁止へ

世界文化遺産の白川郷合掌集落で知られる岐阜県白川村は、合掌集落がある荻町地区で「歩きたまげ」を禁止し、違反者から2千円程度の過料をとる検討を始めた。村の「ポイ捨て防止条例」の改正で対処する方針。来年の3月議会で条例を改正し、4月かの実施を目指すところ。「ポイ捨て防止条例」では、環境美化の妨げになる行為を禁止してきた。罰則規定がなく、効果は上がっていないかった。村は今後、「歩きたまげ」を禁止する具体的な地域や実際の過料の金額などを詰めていくところ。

山形新聞社 / 記事本文表示

見出し | 松山中が本年度から敷地内すべてを禁煙に

松山町の松山中(和根崎剛校長、160人)は本年度から、校舎、敷地内すべてを禁煙にした。教師はもちろん、学校を訪問、利用する各団体などにも呼び掛けを徹底している。県教育庁福利課によると、「和歌山県の全公立小中高校で本年度から学校の敷地内すべてを禁煙としているが、県内では聞いたことがない」と話している。

全国的に喫煙の低年齢化が進行する中、「子どもたちに吸ってはいけないことを理解させるためには、まず大人が変わる必要がある」と和根崎校長が職員に提案。全員の賛同を得て、4月から実施に踏み切った。

これまで職員室奥に設けていた喫煙室をなくし、校門そばに学校長名で「敷地内禁煙です。ご協力ください」との看板を設置した。父母、地元民には、PTA総会や学校通信を通じ、運動会などの学校行事や会議などで学校を訪れる際に禁煙するよう協力を呼び掛けている。喫煙室を利用していた男性教諭の1人は、「吸えない時間が増えて初めはつらかったが、自然にたばこをやめる域に達しました」と苦笑い。もともとたばこを吸わない教師は、「教育現場からたばこのにおいがなくなることはいいこと」と大歓迎する。

県教委では今後、学校敷地を全面禁煙にすることを最終目標に、県立高校での実施に向けて研究をスタートさせたいと考えており、市町村立の小中高校についても指導したいとしている。和根崎校長は「今後、全町や各方面に禁煙の輪が広がっていけば」と語っている。

処理日:20020517
記事ID:0000012335
画像ID:...

岐阜ニュース - 10月25日(金)10時48分

来月から全館禁煙に 岐阜赤十字病院

【岐阜県】岐阜赤十字病院(岐阜市岩倉町)は、十一月一日から、全館禁煙を実施する。同病院によると、県内の公的病院では初めて。

同病院では昨年四月、二カ所の喫煙室を設けたが、壁で仕切つただけのため煙が漏れたり、分煙を徹底できず、「快適な医療環境を提供する病院としては無視できない」と全館禁煙を決めた。

職員の17%が喫煙者だが、反対はなかった。患者向けにも文書を張り出したが、今のところ苦情はないという。

十一月には喫煙室を撤去。喫煙する人には、見かけた職員が注意したり、建物外で吸うように促す。

加藤俊彦院長は「今後十年で当たり前になるはず。たばこをやめるきっかけになれば」と話している。(中日新聞)

[10月25日10時48分更新]

お題

なんとかならないの！飲食店での喫煙



「煙で喫事する如無」 世話のホーン一回がお酒
「食後の一眼がたまに」 を選ぶて居るが、完全禁煙
「一公共の場、中でも飲食ははつきり、腹脹族がおこし」 食店での腹脹問題は根が深
「食店での腹脹問題は根が深 いたむじて痛快があれ。」
「したが、改めない人が多 い。だが、改めない人が受
「腹脹煙を吸煙しないわれる煙 ては換のアーバーピー
「アーバーピー、煙煙は禁煙の方 は公認。」 一回の面積や形
「歩みは遅いが、やの流れ どもが公認可のものにして
「は大手飲食チェーンを中心 い。改め、改めない、同
「に進歩しつつある。起業家 じ者と遡へてこだまだい
「になったのが全業種で成 かり」と云い。同社が展開
「功したスター・バックストー する新系統のチューイング
「ル・ジャパン。」 「四輪車は は、エニアクト・ハヤナード
「腹脹問題向で新たな商品の品 ル・ヘルメスの禁煙装置を
「理を組み込みの禁煙装置を 販売。」 二年半は海外
「販賣管理。」 ハーバーが海外 导入してこなじい。
「が世界で最も多く導入され 大食事を選ぶかれるホーン
「る禁煙装置も導入済みで、 烟草は禁煙装置。」 やはり、の大半は、食後煙が主
「禁煙、牛むすチューイング」 が主な禁煙装置で、松屋が全業種、吉野家は

対策の有無、店の評価に直結

未成年者の喫煙に係る各国の規制

	未成年者本人 年齢	罰則	年齢	販売者 罰則
米国	18-21歳(州によつて異なる)	あり(州によって異なる)	18-21歳(州によって異なる)	あり(州によって異なる)
英國	なし	なし	16歳未満	あり(罰金)
ドイツ	公衆の中:16歳未満 それ以外:なし	(催しの主催者 又は営業者に対する罰則)	なし	なし
フランス	学校:16歳未満	不明	なし	なし
スウェーデン	なし	なし	18歳未満	罰金又は6ヶ月以下の懲役
オーストラリア	18歳未満	あり(州によって異なる)	18歳未満	あり(州によって異なる)
韓国	19歳未満	なし	19歳未満	20,000,000WON(約200万円)以下の罰金または禁固2年以内
日本	20歳未満	なし	20歳未満	販売者に対し50万円以下の罰金(量罰規定あり)

* 厚生労働省健康局による調査(未定稿)

WHOたばこ対策枠組条約新議長案について

2002年8月28日

1 喫煙規制に関する基本的考え方

- たばこは、長年、生活に定着し親しまれてきた大人の嗜好品です。それは、喫煙される方が、それぞれ、喫煙することに意義を見出し、それが長年にわたり続いてきたことに他ならないと考えます。
- しかし、喫煙は、健康リスクを伴うものであり、未成年者喫煙防止や喫煙と健康の観点から、合理的で適切な規制が行われることは必要と考えます。
- したがって、私どもは、法令遵守はもとより、協力すべきことについては、積極的に協力してまいりたいと考えています。現に、従来より、企業としての社会的責任を果す観点から、関係各方面と連携して未成年者喫煙防止に積極的に取組んでおり、広告や販売促進活動についても国内外において自主規制を行い、適正な事業活動の実施に留意しています。また、喫煙される方とされない方が共存できるよう、分煙化の必要性を申し上げるとともに、喫煙者のマナー向上についても、種々の取組みを行っています。
- そして、客観的な情報提供が行われる中で、それらに基づき、成人のお客様自らが、過度に喫煙するかあるいは喫煙しないかを判断し、選択するということが、あるべき姿ではないかと考えます。

2 WHOたばこ対策枠組条約新議長案に対する考え方

(1) 全体について

- 上記の基本的考え方方に立って、WHOたばこ対策枠組条約について、私どもは、これまで、当社として従来から取組んできたもの等について積極的に協力すると申し上げる一方、たばこ消費の減少を目的として、各国の法制度、文化、歴史の異なる中で、一律かつ詳細な規制や過度な規制を強制することの問題点を申し上げてまいりました。しかしながら、今回の新議長案を見ると、従来の私どもの問題提起が取り上げられておらず、誠に残念であります。
- 新議長案の基本は次のとおりと思われます。
 - ・「たばこ消費及びたばこ煙への曝露が死亡、疾病及び身体障害における数多くの原因と関連付けられていることが、科学的証拠により決定的に証明されている」、「シガレットが依存を引起こし、かつそれを維持すべく高度に設計されている」との認識の下、「たばこ消費とたばこ煙の曝露による、世界的な健康、社会、経済、環境に対する破滅的な影響に対する国際社会の懸念を反映」させるため、たばこ消費は撲滅又は低減させるべきものとして、価格及び課税措置を含む包括的な多分野での規制を締約国の義務として行わせる。
 - ・たばこ産業は公衆衛生に対する害に責任を有するものとし、一般企業と異なる補償ルールの策定を締約国に求め、たばこ産業に関する広範囲の情報開示を行わせる。

- ・締約国は、条約に従って、自国のたばこ規制戦略の策定、実行、更新を行うものとし、立法上、行政上又はその他必要な措置を実施し、それらの状況を締約国会議に定期的に報告する。また、自国の国内活動に対し、財政的支援を実施するとともに、発展途上国等に対し、必要な資金提供を検討する。

即ち、合法的なたばこ及びたばこ産業について、その撲滅を目指すために、法律上、財政上、その他あらゆる資源を動員して、規制を行おうとするものと考えられます。

- ・新議長案の項目中には、未成年者喫煙防止、不正取引の防止、情報提供等、今後とも適切な対応が必要であると考えているものもありますが、各条文案をみると、それぞれの目的を実現するためにはあまりに過度な規制を含んでいると考えます。また、各國固有の主権や企業に正当に認められた権利まで侵害するような内容もあると考えています。
- ・以上について、次のような基本的な問題があるのではないかと考えているところです。
 - ・先ず、たばこは合法的な商品です。ところが、新議長案は、そのような合法的な商品であるたばこについて、疾病等との因果関係や社会経済などへの影響を断定し、依存を引起し維持すべく高度に設計されたものとしてたばこ産業に特別の責任を課し、たばこを撲滅させる方向を打ち出していますが、そのようなことは、本条約が法律文書である以上、たばこ製品の合法性やたばこ業界の正当性を否定しかねないものであり、根本的な問題があると考えます。
 - ・次に、たばこが酒やコーヒー等とともに、嗜好品として長年にわたって生活に定着してきた事実があります。嗜好品の中には、健康リスクの指摘があるものもありますが、各人が生活の中でそれらを摂ることに意義を見出してきたからこそ、生活に根づいて今日に至っているものと思います。
したがって、たばこについても、客観的な情報提供が行われる中、各人の判断による選択が基本であると考えます。
そのような中、なぜたばこだけをとり上げて、たばこの撲滅を目指した枠組条約を締結しようとしているのか、疑問のあるところです。また、そもそも個人の選択の範疇に属する嗜好品について、その需要を国の政策として減少させようとするることは、合法的商品を選択するか否かの個人の自由を否定することにつながるものであり、大きな問題ではないかと思います。

(2)各論について

- ・新議長案の各論には、特に重大な問題を含むものの例として、以下のような項目があります。
なお、これらの規制に関し、いくつかの条文中には、「自国の能力に従って」などのような記述もありますが、その趣旨は不明確であり、全体を通してみれば、事実上、世界的に一律かつ詳細な規制を強制することを目指していると考えざるを得ません。

1)形容的表示の禁止(第11条)

- ・健康への影響についての誤解防止を目的として、「ライト」「マイルド」などの形容的表示を禁止するとされていますが、登録商標である「マイルドセブン」や、ブランド名に付した「ライト」など商標の一部となっている用語が使用できなくなることは、企業に正当に認められた権利を侵害するものであり、事業への影響が極めて大きく、重大な問題であると考えます。

- ・仮に、このような表示が誤解を招くおそれがあるというのであれば、「ライト」などの表示が、味の特徴を表わしていることがわかるようにするなど、誤解防止のための措置を講ずれば、目的の達成は可能であり、こうした措置の選択を認めない一律の禁止は、過度な規制であると考えます。

2)自動販売機の禁止(第16条)

- ・未成年者喫煙防止のための措置の一つとして、自動販売機の使用の段階的廃止が示されていますが、我が国では、安全な風土特性等から自動販売機が極めて普及しており、たばこについても、日常生活時間帯を通じての最寄品として、お客様の間に、自動販売機による購入が定着しております。また、零細かつ高齢化した販売店において重要な販売手段となっており、自動販売機の禁止は、重大な影響を及ぼすものと考えます。
- ・現在、業界において検討を進めている成人識別機能搭載により、未成年者喫煙防止との目的の達成は十分可能であり、このような措置の選択を認めない全面禁止の方向は、過度な規制であると考えます。

3)価格及び課税措置(第6条)

- ・公衆衛生を目的として、たばこ消費の減少のために、各国にたばこ製品への課税措置を義務付けるとされていますが、課税政策は各固有の主権に属するものであり、条約で義務化することは極めて問題であると考えます。

4)企業責任(第4条、第19条)

- ・たばこ企業などの責任に関し、「たばこ産業は、その製品が公衆衛生及び環境に対し引起する害に対し責任を有する」とした上で、「締約国は、たばこ規制を目的とした責任及び補償問題を取扱うための立法上の措置を講じ、…」「締約国は、適切な場合には、本条約の目的に関連する訴訟手続において、互いに支援を行うものとする。」などの条項は、たばこ産業に対し、他の産業とは異なる法的手続によって特別の法的責任を強制するものであり、重大な問題であると考えます。

5)たばこ耕作等に対する支援廃止(第17条)

- ・葉たばこ耕作などに対する補助金等の支援の段階的な廃止を義務付け、転作奨励などを行うこととされていますが、これらは、各固有の農業政策に係るものであり、各国の実情を考慮することなく、一律に強制することは、大きな問題であると考えます。
- ・上記のほか、警告表示等の記載等の一法律かつ詳細な規制や過度な規制で問題と考える項目、たばこ会社の広告費用の開示等のたばこ産業関係者等を差別的に扱う項目など、問題があると考えられる項目が多くあります。

3まとめ

- 繰り返しになりますが、たばこについて、合理的で適切な規制について否定する考え方はありませんし、業界独自にこれまで各種活動を行っているように、協力すべきことには、積極的に協力していきたいと考えています。
- 私どもは、「我が国たばこ産業の健全な発展」を目的としたたばこ事業法の下、今後とも、適切な事業運営に努めてまいる所存であります。
また、私どもには、日本だけでも約3,300万人の愛煙家のお客様がいらっしゃいますし、上場会社として、多数の株主の方々もおられ、私どもは、これらの方々の声や期待に応え、企業としての責任を果していくかねばならない立場にあります。
- このような立場からすれば、今回の新議長案がこのままの形で条約化されることは、到底、納得できるものではなく、また、業界としても対応できるものではありません。
- 私どもは、今後とも、適切な事業の運営に留意し、経営に努めてまいる所存であり、以上述べたような私どもの問題意識について、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(参考)WHOたばこ対策枠組条約に対する意見書(2000年8月29日WHO宛提出)